

長浜市告示第25号

令和6年度長浜市住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金支給事務実施要綱（令和7年長浜市告示第2号）は、廃止する。

令和8年1月29日

長浜市長 浅見 宣義

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱の規定による廃止前の令和6年度長浜市住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金支給事務実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定による住民税非課税世帯給付金の支給を受けている者については、旧要綱第12条の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。